

公募説明書

令和8年2月16日

支出負担行為担当官
内閣府大臣官房会計担当参事官
北村 実

次のとおり、参加意思表明書の提出を招請いたします。

記

1. 契約担当官等の官職及び氏名

支出負担行為担当官

会計担当内閣参事官

坂本 眞一

支出負担行為担当官

内閣府大臣官房会計担当参事官

北村 実

2. 当該招請の趣旨

現在、内閣官房・内閣府本府で保有している公用車の自動車損害賠償責任保険の更新にあたり、下記5の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思表明書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、下記5の応募要件を満たすと認められた者が1者の場合は、当該者と随意契約を行うこととする。

また、下記5の応募要件を満たすと認められる者が複数者の場合には、抽選の上契約の相手方を決定することとする。

3. 業務内容

自動車損害賠償責任保険の契約

4. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 応募要件

①予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得てい

る者については、この限りではない。

- ②予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③保険業法（平成7年法律第105号）に定める損害保険業の免許を受けている者、又は、その代理店であること。
- ④令和07・08・09年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- ⑤内閣官房及び内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

6. 応募方法

応募者は、参加意思表明書（別記様式）及び上記5③及び④の応募要件を満たすことを証明する書類又は申立書（様式自由）を提出すること。

※なお、必要に応じて関係機関への事実確認を行う場合がある。

7. 参加意思表明書及び仕様書の交付場所及び提出期限等

- (1) 交付場所 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府大臣官房会計課自動車係 佐藤
電話：03-5253-2111（内線）82360
- (2) 提出場所等 交付場所と同所
令和8年3月4日（水）正午まで
- (3) 提出方法 電子メール、持参、郵送のいずれかの方法により提出すること。
ただし、郵送の場合は提出期限までに必着とする。なお、メールアドレスについては、上記の担当宛てに電話連絡のうえ、開示することとする。

(4) 審査結果の通知

令和8年3月6日（金）までに提出のあった全者に通知する。

なお、複数者より提出があった場合、下記日時にて抽選会を実施し、くじ引きにより契約の相手方を決定する。くじを引かない者又は出席しない者があるときは、これに代わって入札業務に関係のない職員にくじを引かせて契約の相手方を決定する。

抽選会日時：令和8年3月10日（火）午後3時 内閣府庁舎1階 第2入札室

8. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 応募者は、参加意思表明書の提出をもって、暴力団排除に関する誓約事項（別記）に誓約したものとする。

- (3) 応募者は、参加意思表明書の提出をもって、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議）を踏まえた人権尊重の取り組みに努めることに誓約したものとする。

※『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100449993.pdf>

- (4) 本件は、令和8年4月1日以前に令和8年度予算が成立していない場合には、契約の中止等を行うこともある。その場合、事前準備により発生した経費その他の費用等は負担しない。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
内閣府大臣官房会計担当参事官 殿

会社名
代表者氏名
担当者氏名
担当者連絡先

参 加 意 思 表 明 書

自動車損害賠償責任保険の契約を受注したいので、本書をもって応募要件を満たすことを証明し、別紙のとおり証明する書類（申立書）を提出いたします。

また、仕様書に記載の業務が履行可能であることも誓約致します。

なお、本業務に関する担当者等は下記のとおりです。

記

1. 所属・役職
2. 担当者氏名
3. 電話番号
4. メールアドレス
5. 自賠償保険契約（予定）会社名

以上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について参加意思表明書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以

降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

仕 様 書

1. 件 名

自動車損害賠償責任保険の契約

※本仕様書において、支出負担行為担当官会計担当内閣参事官を「甲」と言い、支出負担行為担当官内閣府大臣官房会計担当参事官を「乙」と言い、甲及び乙を「甲等」と言う。また、受託事業者を丙と言う。

2. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 契約予定台数

甲：自家用乗用車32台

乙：自家用乗用車47台、乗合自動車1台

4. 契約に係る条件

- ・内閣府大臣官房会計課自動車係の指示に従い、見積書・請求書の発行により前払いの請求を行うこと。
- ・前払いの支払が行われた後は速やかに自動車損害賠償責任保険料領収書及び保険証明書を内閣府大臣官房会計課自動車係に送付するものとする。
- ・上記の契約手続きは各車両の保険満期日の約2週間前には完了するものとする。

5. 留意事項

- (1) 他の業者へ再委託しないこと。
- (2) 甲等は、保険期間開始日における適用基準料率（本土用）以上の金額は支払わない。
- (3) 甲等の業務上の都合により、契約に定められた事項を変更する必要がある場合は、甲等と協議のうえ、可能な限り対応すること。
- (4) 本業務を実施するにあたって、別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
関係者等に対しコミュニケーションツールにより連絡を行う場合にあっては、他の受信者の情報が閲覧できないよう適切な設定（例：メールであれば BCC）を行うとともに、送信に当たり、適切に宛先等が設定されていることを複数の従業者で確認するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。
- (5) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣官房における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※1」（平成27年11月16日内閣総理大臣決定）第3条、「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※2」（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※1 URL: https://www.cas.go.jp/jp/soudan/pdf/shougai_sabetsu_youryou_rubinashi.pdf

※2 URL: <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

個人情報取扱特記事項

（個人情報保護の基本原則）

- 1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（業務従事者への周知）

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

（適正な安全管理）

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

（再委託の制限等）

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、确实かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。